

イータックス

(国税電子申告・納税システム)

をご利用ください。

自宅やオフィスから住基カードとイータックスを使って
てらくらく申告・納税手続き

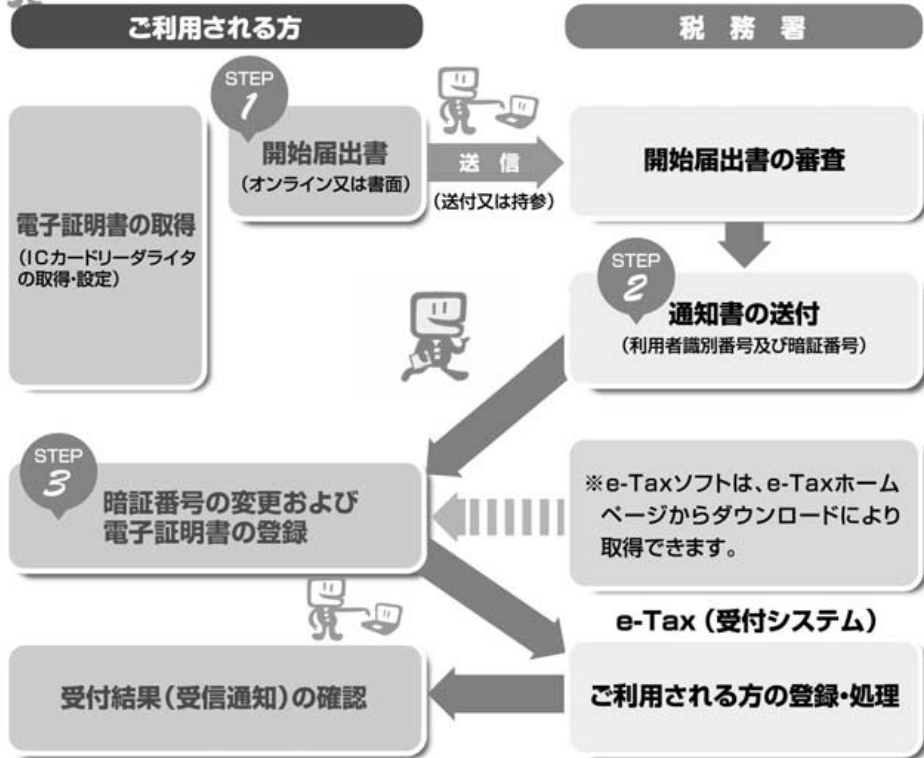
こんなことが
大変便利

- ・所得税や法人税などの申告
- ・電子納税証明の交付請求や法定調書の提出
- ・ATMやインターネットバンキングなどを利用した納税

庄原税務署 ☎0824-72-1001



利用開始手続きの流れ



e-Taxのご利用時間

〈作成時間〉
申告等データの作成は、e-Taxソフトなどにより24時間・365日いつでも行うことができます。

〈送信可能時間〉
申告等データの送信は、祝日などを除く月曜日から金曜日の9時から21時まで行うことができます。

イータックスのご利用前に電子証明書の取得が必要です。早めに市民生活課で電子証明付の住基カードの発行を受けてください。

【税 額】 年額：1,600円

【対象車両】

- ①トラクター・コンバイン⇒道路使用の有無に関わらず対象となります。
- ②乗用型田植機⇒道路を使用する車両が対象となります。
- ③動力運搬車⇒小型特殊自動車の型式認定を受けたものが対象となります。型式認定を受けているか分からない場合は、次の条件に当てはまれば対象となります。
 → (1) 乗用でしか運転できない
 → (2) ハンドルは固定式

【登録方法】

申告者の印鑑・登録する農耕用車両の「車名」「型式」「車台番号」「排気量」などが分かる資料(メモでもかまいません)をご持参ください。登録申請書が税務課にありますのでご利用ください。

ご不明な点がございましたら、税務課資産税係(☎0824-73-1144)までお問い合わせください。

トラクター・乗用田植機などの農耕用車両は、緑色の標識の交付が必要で、軽自動車税の対象となります。該当車両を所有する方で、まだ標識の交付を受けていない方、また、新しく農耕用車両を購入した方は早めに標識の交付を受けてください。

なお、旧庄原市は農耕用車両の課税を行っていませんでしたが、市内での軽自動車税の均一性を図るため、平成20年度から課税を行うこととなります。標識の交付を受けた車両を現在お持ちでない場合は廃車申告を提出してください。また、標識の交付を受けていない場合は、平成20年3月末までに標識の交付申請をしてください。

農耕用車両に標識を

